各市町後期高齢者医療担当者 様

滋賀県後期高齢者医療広域連合 業務課

各種保険給付費の支給申請書等送付時の留意事項について(お願い)

平素は、当広域連合の運営に際しご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度における各種保険給付費の支給申請書等につきましては、被保険者等から提出された申請書を各市町において受付し、システム入力のうえ当広域連合(または、滋賀県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」といいます。))あて送付いただいているところですが、令和4年4月からの申請書等の確認業務の委託に伴い、下記のとおり送付先や送付時期に留意を要する事項がございますのでお知らせいたします。

各市町におかれましては、申請書等の送付の際にご配意いただきますようお願いいたします。

記

1. 振込口座変更依頼書の送付先について

令和4年4月以降、高額療養費、葬祭費、高額療養費(外来年間合算)及び高額介護合算療養費の支給申請書については、国保連合会あて送付いただいているところですが、被保険者等からの申し出や振込不能等に伴い提出される振込口座変更依頼書(高額療養費については、口座変更に伴う支給申請書の再提出分含む)につきましては、別紙「振込口座変更依頼書の提出先について」の通りとなりますので、送付の際にはご留意いただきますようお願いいたします。

2. 繁忙期における高額介護合算療養費の支給申請書の送付時期について

高額介護合算療養費に係る支給申請書については、通常毎月12日前後に国保連合会への提出締切日を設定していますが、多くの市町において被保険者等からの支給申請書の提出が集中する繁忙期(各市町における申請勧奨後約3ヶ月間程度)については、支給申請書の確認作業の都合上、国保連合会への提出締切日を中間締切日、最終締切日の2回に分けて設定することといたします。

各市町におかれましては、<u>中間締切日までに受付、システム入力が完了した支給申請書</u> については、可能な限り中間締切日に間に合うように送付いただきますようご協力をお願 いいたします。

なお、中間締切日は、原則として葬祭費の支給申請書の提出締切日と同日(通常毎月3

日前後)となります。毎月の中間締切日及び最終締切日は、前月末頃に提供している給付スケジュールにてお知らせいたします。(中間締切日及び最終締切日の初回設定は令和4年6月とします。)

ご不明な点についてはお問い合わせください。

滋賀県後期高齢者医療広域連合 業務課 電算給付グループ TEL 077-522-3013